

平成26年12月15日



株式会社新銀行東京  
東京弁護士会

## 新銀行東京と東京弁護士会の中小企業支援に関する 覚書の締結について

株式会社新銀行東京（本店：東京都新宿区、代表取締役社長執行役員：寺井宏隆）と東京弁護士会（東京都千代田区、会長：高中正彦）は、中小事業者の様々な相談ニーズにお応えすべく、本日、中小企業支援に関する覚書を締結しましたのでお知らせいたします。

### 1. 本件の狙い

新銀行東京は、「中期経営計画（平成24年度～平成26年度）」において地域支援機能を最大限発揮することを掲げております。その実現のため、お取引先企業のみならず地域における幅広い企業からの経営相談を「融資相談コーナー」でお受けしております。企業から寄せられる法律問題は、年々、複雑化・高度化・専門化しており、東京弁護士会と連携を図りつつ、法律相談ニーズにもお応えしてまいります。

### 2. 今回の連携について

東京弁護士会は、日本最大の弁護士会であり、中小事業者の法的課題の解決をご支援する「中小企業法律支援センター」を運営しております。同センターでは、コンシェルジュ弁護士を配置し、気軽にリーガルサービスを受けられるほか、経営上のお悩みに寄り添うアウトリーチ活動を行っております。新銀行東京としても、今年度より「企業相談部」を新設しお取引先企業や地域企業の相談ニーズに積極的にお応えする体制を整備しております。両者協力して、中小事業者の皆様の経営の安定及び経営基盤の強化に寄与するため、今回の連携に至りました。

以上